

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年 7月22日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：35件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	サービス建屋換気空調系排風機（2B）入口ダンパ操作器駆動部より作動用空気の微量リークが認められたため、当該部を点検・修理	D	
2	1号機	プロセス放射線モニタ系非常用復水器ベント放射線モニタ（CH-B）に「下限」警報が発生したため、当該モニタを点検	D	
3	1号機	放水口放出流量記録計の低流量側指示値に指示値不良（放出していないにもかかわらず指示値がハンチング）が認められたため、当該記録計を点検・修理	D	
4	1号機	活性炭ホールドアップ建屋地下東側階段脇の壁にひび割れが認められたため、当該壁を点検・修理	D	
5	2号機	主復水器電解鉄イオン供給装置電解槽（B）点検において、同槽内ライニングに剥離（2箇所）が認められたため、当該ライニングを修理	D	
6	2号機	電動機駆動原子炉給水ポンプエリア局所空調ユニット（18,19）の冷却水入口弁2台の保温材の一部に損傷が認められたため、当該保温材を修理	D	
7	2号機	消火系圧力調整用ポンプ出口側ドレン弁の配管接続部（弁上流側）より水のリーク（にじみ程度）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
8	2号機	原子炉冷却材再循環系電動機・発電機セット室局所空調ユニット（12）凝縮水ドレン受のドレン配管に詰まりが認められたため、当該ドレン配管を点検・清掃	D	
9	2号機	原子炉格納容器床ドレンサンプ流量積算計に指示値不良（同ポンプ停止中においても積算値が変化）が認められたため、当該流量積算計を点検・修理	C	
10	2号機	制御棒駆動機構保守室の換気空調系給気ダクト貫通部にすき間が認められたため、当該貫通部すき間を閉塞	D	
11	2号機	タービン補機冷却系ポンプ室局所空調ユニット（26）のフィルタに汚れが認められたため、当該フィルタを点検・修理	D	
12	4号機	原子炉冷却材再循環系電動機・発電機セット用潤滑油ポンプ（A2）のカップリングカバー部よりグリスの漏れが認められたため、当該カップリングカバー部を点検・修理	C	
13	4号機	中性子計装系局部出力領域モニタ（36-13D）において、指示値不良（低め指示）が認められたため、当該モニタを点検・修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
14	4号機	原子炉起動において、制御棒（50-27）の1ノッチ引抜操作を行ったところ、2ノッチ引抜けてしまう事象が認められたため、対応検討	C	
15	4号機	原子炉建屋運転階給気ダクト用の集合ファンネルのガラスカバー内に汚れが認められたため、当該カバーを清掃	D	
16	4号機	取水設備トラベリングスクリーン(A)シャープピン（過負荷時に折損する安全ピン）交換後に「シャープピン断」警報が発生する事象が発生した。取付状態に問題ないため、調査後、対応検討	D	
17	4号機	復水器真空度（A）のプロセス計算機表示値に表示値不良（高め側にドリフト）が認められたため、当該装置を点検・修理	D	
18	5号機	原子炉冷却材再循環系電動機・発電機セット用潤滑油ポンプ（A2）の軸受部温度が高めであることが認められたため、対応検討	B	7月25日再審議によりグレード変更 D → B
19	5号機	消火系ディーゼル駆動消火ポンプの定例試験（自動起動試験）において、同ポンプの起動不能（エンジンが掛からない）が認められたため、当該ポンプ用エンジンを点検・修理	D	
20	5号機	気体廃棄物処理系予熱器（A）蒸気トラップ入口弁グランド部にグランドリークが認められたため、当該部を点検・修理	D	
21	5号機	消火系電動機駆動消火ポンプの定例試験（自動起動試験）において、自動起動信号用差圧値に設定値（参考値）逸脱が認められたため、当該差圧スイッチを点検・修理	D	
22	5号機	タービン補機冷却系熱交換器切替において、同熱交換器（A）のタービン補機冷却水入口配管ベント弁にシートパス（鉛筆芯1本分の太さ程度）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
23	5号機	非常用ガス処理系（A・B）入口流量制御ダンパ操作空気計装用圧縮空気系ラック（A・B）の供給空気圧力調整器より空気のリークが認められたため、当該圧力調整器を点検・修理	D	
24	6号機	残留熱除去海水系（B系）定例試験において、同系海水ポンプ（D）用電動機の冷却水入口弁の上流側配管接続部より水の漏えい（1滴/10秒程度）が認められたため、当該配管を点検・修理	D	
25	6号機	タービン建屋2階換気空調系空冷チラー（B）送風機（A）用電動機点検において、電動機側プーリーのベルト溝に摩耗が認められたため、対応検討	D	
26	6号機	タービン建屋2階換気空調系空冷チラー（B）送風機（B）用電動機点検において、電動機側プーリーのベルト溝に摩耗が認められたため、対応検討	D	
27	6号機	相分離母線冷却ファン（B）給気フィルタに汚れが認められたため、当該フィルタを点検	D	
28	6号機	タービングランド蒸気系放射線モニタサンプルポンプ(B2)出口フィルタに汚れが認められたため、当該フィルタを点検	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
29	6号機	東側屋外トレンチ（油、スチーム処理建屋側）に雨水の浸入による漏えい警報の発生が認められたため、対応検討	D	
30	6号機	高圧炉心スプレイ系ポンプ用電動機の上部及び下部軸受の各油面計のドレンラインフランジナット部より油にじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
31	集中環境施設	高温焼却炉建屋換気空調系管理区域冷水ポンプ（A・B）および非管理区域冷水ポンプの各ドレンラインに結露水が発生し、床面に滴下するため、対応検討	対象外	
32	集中環境施設	焼却工作建屋除染廃液収集・サンプルタンク室の煙感知器に誤動作が認められたため、当該煙感知器を交換	D	
33	集中環境施設	制御電源室換気空調系冷凍機（B）出口圧力検出元弁の操作ハンドルに破損が認められたため、対応検討	D	
34	集中環境施設	機器ドレン系クラッド移送ポンプ出口圧力計に指示値不良（スティック）が認められたため、当該圧力計を点検・保修	D	
35	その他	電子式線量計（ γ （ガンマ）・ β （ベータ）線測定用）の定例校正において、同線量計1台に β 線量指示誤差精度の規格外れが認められたため、対応検討	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで